

# 〇なは市議会だより編集委員会設置要綱

〔平成 26 年 8 月 27 日〕  
議 長 決 裁

(設置)

第 1 条 議会改革を推進する議会にふさわしい、分かりやすく、市民に親しめる、開かれた、なは市議会だよりを作成するため、なは市議会だより編集委員会(以下「編集委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 編集委員会は、なは市議会だよりの編集及び発行に関し協議又は調整を行う。

(委員)

第 3 条 編集委員会の委員は、各会派から選出された議員(以下「会派代表者」という。)で構成するものとする。

2 会派代表者は、各会派から 1 人選出するものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 編集委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、編集委員会の事務を総理し、編集委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 編集委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 編集委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の表決の方法は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第 6 条 編集委員会の会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の過半数の議決で非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第 7 条 編集委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が編集委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 27 日から施行する。